

学習分析学会『学習分析学』 審査規程

1. 投稿の受付

著者は、投稿規程に定める手続きに従い、原稿と付随情報を学会に送る。編集委員会は、受付日と受付番号を記入した受領通知を著者に送付する。ただし、執筆要領に従っていない原稿は受稿せず、不備を指摘して著者に返却する。

2. 担当編集委員の決定

学会に原稿が投稿されると、それに対し担当の編集委員が1名割当てられる。これは編集委員会で決定する。

3. 著者および査読者の氏名の公開

査読者に対しては、著者の所属および氏名を公開する。

著者には査読者の氏名を公開しない。

4. 査読者の選定

担当編集委員は、原著論文、実践論文、および、展望論文については2名、寄稿については1名の査読者候補を選ぶ。候補者に論文を開示し、査読を依頼する。候補者は1週間以内に依頼の諾否を担当編集委員に報告する。

著者と利害関係のある者は、査読者となることができない。

候補者が査読依頼を承諾した場合、担当編集委員は査読報告書の様式を送付する。この送付日を正式な査読依頼日とし、1か月を期限として結果の報告を求める。

候補者が依頼を拒否した場合、同様の手続きに従って新たな査読候補者を選定し、査読を依頼する。

すべての査読者が決定したら、担当編集委員は編集委員会に査読者を報告する。

5. 査読の指針

原著論文、実践論文、および展望論文の査読にあたっては、以下の観点を考慮する。

関連性：主張や内容が学会の目的と合致していること。

独自性：主張されている理論そのもの、理論の検証方法、実践への理論の応用方法、発見された現象、開発された研究手法などに、これまでの先行研究にはない新規性が認められること。展望論文の場合、これまでにない観点での先行研究の整理、メタ分析の実施、先行研究を踏まえた独自の主張など、解説にとどまらない新規性が認められること。

妥当性：理論的仮定、実験や調査のデザイン、データ分析やシミュレーションの方法、分析結果の解釈など、主張を裏付ける根拠と論理が妥当であること。

重要性：理論の発展、経験的証拠の蓄積、将来の研究の喚起、実践での高い実用性など、学術的あるいは社会的貢献が認められること。

可読性：論文が扱っている特定のテーマに詳しくなくても、学習分析学に関連した学

術論文を読む訓練を受けた読者であれば、著者の主張を十分に理解できるよう記述されていること。

二重投稿、剽窃、改ざんなど、倫理的問題が発覚した場合には、以上の観点について判断することなく、投稿原稿を不採択とする。論文以外の寄稿についても同様である。

論文以外の寄稿の場合、原稿の内容が学会員への有益な情報提供となっているかどうかを判断する。

6. 査読結果の報告

査読者は、上記5の観点から査読を行い、以下の判定を下して担当編集委員に報告する。報告には査読報告書の様式を用いる。

採録：原文のまま、あるいは軽微な修正を施したのち、採録する。

照会：著者に修正を求め、修正原稿を再査読する。

不採録：修正を行っても採録の水準に達する見込みがないと判断し、査読を終える。

7. 査読結果の扱い

原著論文、実践論文、展望論文の審査では、2名の査読者からの報告を受けた担当編集委員は、報告書の内容を吟味し、論文の扱いを編集委員会に提案する。扱いの目安は以下のとおりとする。ただし、担当編集委員の判断により、以下の目安とは異なった提案をすることができる。

- (1) 2名の査読者の判定が一致した場合は、その判定のとおり提案する。たとえば、2名とも採録と判定した場合、採録を提案する。
- (2) 1名の査読者が採録、もう1名の査読者が照会と判定した場合、照会を提案する。
- (3) 1名の査読者が採録あるいは照会、もう1名の査読者が不採録と判定した場合、担当編集委員は総合的な判断を下す。たとえば、不採録と判定した査読者の意見に同意できるが、論文を修正すれば採録可能と考えられるならば、照会を提案する。

寄稿の審査では、1名の査読者からの報告を受けた担当編集委員は、報告書の内容を吟味し、原稿の扱いを編集委員会に提案する。

編集委員会は、担当編集委員からの提案を審議して、原稿の扱いを決定する。編集委員は、自分が著者に含まれている原稿についての審議には参加しない。担当編集委員は編集委員会の決定をすみやかに著者に伝える。

8. 再査読

著者への照会后、修正原稿が送られてきた場合には、再査読を行う。前の査読で不採録と判定した査読者は再査読を行わず、担当編集委員が修正を吟味する。

再査読の結果は、採録か不採録のいずれかとし、特別に必要な場合を除いて照会という判定は行わない。

担当編集委員は、再査読の結果に基づき、原稿の扱いを編集委員会に提案する。

編集委員会は、担当編集委員からの提案を審議して、原稿の扱いを決定する。担当編

集委員はその決定をすみやかに著者に伝える。

9. 投稿の取り下げ

最初の投稿ののち、掲載の可否についての最終的な決定の前に、著者から投稿取り下げの申し出があった場合には、編集委員会において投稿の取り下げを認める。

掲載の可否についての最終的な決定が行われた後に、著者から投稿取り下げの申し出があった場合には、その理由について著者に十分な説明を求め、編集委員会で対応を協議する。編集委員会は対応案を理事会に提出し、理事会が対応を決定する。

すでに論文あるいは寄稿が公開されている場合には、剽窃や改ざんなど、重大な倫理的問題が発覚した場合にのみ撤回する。この判断は、編集委員会からの申し出に基づき、理事会が行う。

10. その他

審査に関して、本審査規程に定めのないことがらについて問題が生じた場合は、編集委員会で対応案を協議する。学習分析学会理事会でその対応案が承認されたのちに、実際の対応を行う。規程を修正する場合には、理事会での承認ののち、ここに修正の記録を残す。

(2017年4月1日制定)